宍粟市スポーツ協会功労者賞表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、宍粟市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が宍粟市におけるスポーツの振興及び普及に貢献し、その功績の顕著な者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類及び対象者）

第２条　表彰の種類及び対象者は次のとおりとする。

　⑴　スポーツ協会功労者賞

　　ア　会長を退任した者

　　イ　副会長、会計、監事、事務局長及び事務局次長を４年以上勤め退任した者

　　ウ　常任理事を10年以上勤め退任した者（申請時において次年度に退任する予定の者を含む。）

　　エ　事務局員を10年以上勤め、著しく功績があり退任した者

　⑵　加盟団体功労者賞　スポーツ協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に所属する者のうち、加盟団体が著しく功績があったと認める者。ただし、原則として加盟団体につき１年度１名とする。

（表彰者の推薦）

第３条　加盟団体の長は前条第２号の規定に該当する者があると認めるときは、加盟団体功労者賞推薦書（別記様式）により会長に推薦するものとする。

２　前項の規定による加盟団体功労者賞推薦書は、年度の末日までに提出するものとする。

（表彰者の選考）

第４条　スポーツ協会は第２条第１号に該当する者及び前条の規定による推薦があったときは、スポーツ協会役員で組織する審査会（以下「審査会」という。）に諮って、表彰を受ける者を決定する。

（審査会）

第５条　審査会はスポーツ協会役員の若干名をもって組織し、審査員は会長が委嘱するものとする。

２　審査員長は、会長をもって充てる。

（表彰の方法等）

第６条　表彰は、理事会（総会）において会長が賞状を授与して行うものとする。

２　第２条第１号の規定により表彰を受ける者には記念品を授与することができるものとする。

附　則

　この規程は、平成26年１月29日から施行する。

　この規程は、令和５年５月24日から施行する。

別記様式（第３条関係）

スポーツ協会功労者賞推薦書

宍粟市スポーツ協会長　様

年　　月　　日

申請者　団体名

役職及び氏名

電話番号

下記の者をスポーツ協会功労者賞対象者として推薦します。

Ｓ　Ｈ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 推薦者氏　名 |  |
| 推薦者住　所 | 〒　　　－　　　　 | 電話番号 |  |
| 推薦理由（功績等） |  |
| 所属団体における活動歴・役員歴等 |  |
| 備考 |  |

別記様式（第３条関係）

加盟団体功労者賞推薦書

宍粟市スポーツ協会長　様

年　　月　　日

申請者　団体名

役職及び氏名

電話番号

下記の者を加盟団体功労者賞対象者として推薦します。

Ｓ　Ｈ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 推薦者氏　名 |  |
| 推薦者住　所 | 〒　　　－　　　　 | 電話番号 |  |
| 推薦理由（功績等） |  |
| 所属団体における活動歴・役員歴等 |  |
| 備考 |  |